

事 務 連 絡  
平成18年1月10日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

### 韓国産養殖ひらめ等の取扱いについて

標記については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号及び同日付け事務連絡にて通知したところ です。

今般、韓国政府から養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、当該事務連絡中2の(2)の韓国産養殖ひらめ及びその加工品のオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係る検査命令の免除については、本年1月10日から下記のとおりとし、更に別表6を別添のとおり改めることとしましたので御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願 います。

### 記

養殖活ひらめについては、別表6に掲げる登録養殖場で養殖され、かつ登録輸出業者から輸出されたもの。

養殖加工ひらめについては、別表6に掲げる養殖場で養殖されたひらめを登録加工場で加工し、かつ登録輸出業者から輸出されたもの。

ただし、以下の4養殖場については、エンロフロキサシンに係る検査命令を免除しない。

- 1 TOP水産 (登録番号：K-F-JN-178)
- 2 先進水産 (登録番号：K-F-JN-307)
- 3 一子水産 (登録番号：K-F-JN-379)
- 4 孝賢水産 (登録番号：K-F-JN-382)

別 添

別表 6 「対日輸出ヒラメ養殖場等登録現況」